



## Criteo 個別利用規約

### Criteo コマースグロースサービス

この Criteo 個別利用規約は、Criteo がパートナーに対して Criteo サービスを提供することを同意した本契約に組み込まれる。以下に定める条件は、パートナーが選択した本サービスのみ適用される。

この Criteo 個別利用規約に定義されていないものは、Criteo 総合利用規約に定義される意味を有する。

#### 1. サービス内容

本サービスは、Criteo 技術とサービスデータに基づいて、デジタル広告キャンペーンを作成し、最適化するものである。これは、獲得（新規顧客の獲得）および／または維持（既存顧客の維持）という広告の目的で媒体を購入する機能のために利用できる。キャンペーンおよび該当する場合広告セットに基づいて、マーケティング戦略や関連する Criteo セットアップレベルで実施できる。

Criteo サービスの実施中に顧客獲得のためのキャンペーンと顧客維持のためのキャンペーンを切り替える場合であっても、当事者間で変更契約を締結する必要はない。

パートナーは、最低 6 か月間における Criteo でのコマースグロースサービスの月間平均利用金額に応じて、マネージドサービス、セルフサービス、両方の組み合わせという各種の配信モードを利用できる。

マネージドサービスの場合、パートナーは、Criteo のビジネスパートナーに電子メールを送信して各キャンペーンを注文する。

#### 2. 価格と支払い

パートナーは、自身の予算を Criteo プラットフォーム上で直接管理することができる。

Criteo は、Criteo プラットフォーム上入力された予算やその他の目標（例えば、目標売上原価）が達成されることを保証しない。

パートナーは、コンバージョンの促進、収益の増加、訪問数の促進を含む、異なる入札戦略を選択して、得られる成果をコントロールすることができる。

パートナーは、1) 全予算を消費しながら最大限の成果を達成するという予算によるコントロール、2) 特定の KPI ターゲットを最適化して最大限の成果を達成するというターゲットによるコントロール、3) 入札を手動で管理してコストと成果のバランスをとる、CPC/CPM によるコントロールから、任意にコストコントローラーを選択することができる。

パートナーは予算戦略（日次、月次、または期間全体）を選択でき、1 週間の予算を均一化するオプションが設けられている。

#### 3. 追加条件

3.1. 自己都合による解約: いずれの当事者も、受領確認を付した上で書留郵便または電子メールで 5 営業日前に通知することにより、違約金や補償を支払うことなく、いつでも本契約を解約できる。パートナーは、Criteo プラットフォームにアクセスして自ら、または Criteo のチームに要請することにより、キャンペーンを中断または終了することができる。この事前の通知期間については、パートナーへの請求対象とする。



3.2. 広告表示: パートナーは、広告が Criteo ネットワーク上に表示されること、および Criteo または(場合により)関連パートナーが、広告が表示される場所と頻度、およびパートナー間の優先順位付けを決定する絶対的な裁量権を有していることを了解し、これに同意する。パートナーが、サプライパートナーガイドラインを順守していないメディアに広告が表示されている旨書面で通知した場合、Criteo は、該当する広告をかかえるメディアから速やかに削除する。

3.3. ソーシャルネットワーク: Criteo はパートナーに対して、広告をソーシャルネットワーク上の広告在庫にも掲載する可能性を提供することがある。かかる広告の掲載には、ソーシャルネットワーク上の広告在庫のコントロールと責任により制定された規約とポリシーが適用されることがある。パートナーが明確にこのオプションを選択した場合、パートナーは、Criteo がパートナーに代わって、本サービスの提供に必要な、あらゆる適用ある第三者の規約やポリシーに同意する権限を与える。適用ある文書の一覧は、ユーザー・インターフェース(UI)上アクセス可能となる。パートナーは、このオプションを選択することにより、Criteo がいくつかのイベントデータ(ハッシュ化された E メールを含む。)および商品カタログ情報を送信する必要が出てくること、そして Criteo はかかる送信を常に Criteo プライバシーポリシーに従って行うことを明確に知らされる。齟齬がある場合は、Criteo との本契約がソーシャルネットワークの文書に優先する。

3.4. プライバシー: Criteo による本サービスの提供およびデータ保護契約(「DPA」)の適用において、本サービスは共同管理者サービス(DPA の定義による。)であるとみなされるものとし、両当事者は関連する DPA の規定(第 I 条および第 II 条)を順守するものとする。

\*\*\*